第２次八代市地球温暖化対策実行計画［事務事業編］の概要

１　目的

市が率先して地球温暖化問題等に配慮した取組を実践することにより、自らの事務事業に伴い発生する温室効果ガスを削減すること、もって市民・事業者の自主的かつ積極的な地球温暖化対策を促進することを目的とします。

２　計画期間

平成 24 年度を基準年度とし、平成 26 年度から 30 年度までの 5 年間とします。

３　対象範囲

市が直接実施する事務事業のうち、指定管理者制度等の対象施設が実施するものを除く事務事業を対象とします。

なお、対象範囲については、下図のとおり、Ⅰ「市が主体的に対策を取れる事務事業」及びⅡ「市民生活に関わりが大きい事業」に区分し取り組むこととします。

市が直接実施する事務事業

Ⅰ「市が主体的に対策を取れる事務事業」

・本庁、支所庁舎
・小中特別支援学校、幼稚園、保育園、給食センター等の学校関係施設
・公民館、図書館、博物館等の出先機関

職員の取組により温室効果ガスの削減が期待できるもの

Ⅱ「市民生活に関わりが大きい事業」

・廃棄物処理施設
・上下水道関係施設
・排水機場　等

市民生活等により排出量が大きく左右されるもの

４　対象物質

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に規定されている温室効果ガス（6 種類）のうち、排出実績のある 4 種類（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素及びハイドロフルオロカーボン類）を対象物質とします。

５　計画の目標

Ⅰ「市が主体的に対策を取れる事務事業」については、第 1 次計画において、温室効果ガスの排出量が最も少なかった平成 24 年度を基準年度とし、基準年度の温室効果ガスの排出量を上回らないことを目標とします。

また、Ⅱ「市民生活に関わりが大きい事業」については、清掃センターにおけるごみの焼却に伴う温室効果ガス排出量の不確実性が高いことから、状況の推移については把握していきますが、数値目標は定めないこととします。

対象範囲	基準年度排出量	計画の目標
Ⅰ「市が主体的に対策を取れる事務事業」	8,429　t-CO_2	基準年度を上回らない
Ⅱ「市民生活に関わりが大きい事業」	16,013　t-CO_2	－

６　取組内容

市の事務事業に伴って発生する温室効果ガスの削減または排出抑制対策に直接的に寄与する取組（省エネルギーの推進）及び間接的に寄与する取組（省資源の推進等）について、全職員で日常的に、または施設管理を行う上で積極的に実践することとします。

		全職員共通の取組	施設管理等での取組
◎省エネルギーの推進	電気及び重油・灯油・ガスの使用の節減	□照明のこまめな消灯 □ＯＡ機器等のこまめな節電 □エレベーターの利用自粛 □冷暖房の効率的使用 □服装 □給湯設備の適切な使用	□建築・改修・設備更新等の計画の際の取組 □使用量の把握 □空調設備の適切な管理 □照明機器の管理及び省エネ機器への転換 □備品等の見直し及び適切な管理 □緑化の促進
	ガソリン・軽油の使用の節減	□エコドライブ等の実施 □自転車の利活用	□運行管理の徹底 □低燃費、低排出ガス車等の購入
○省資源の推進	水使用の節減	□効率的な利用	□建築・改修・設備更新等の計画の際の取組 □節水の取組
	紙使用の節減	□電子媒体の活用 □会議資料等の減量化 □印刷方法の工夫	□コピー機器の管理等
	廃棄物の抑制	□発生抑制・再使用・再資源化	□発生抑制・再使用・再資源化 □バイオマスの利活用 □発生量・資源化量等の把握
その他			
※グリーン購入の推進 ※工事等における環境配慮の推進 ※施設管理の委託における環境配慮の推進 ※家庭や地域での環境保全行動の実践等			

◎温室効果ガスの削減または排出抑制対策に直接的に寄与する取組
○温室効果ガスの削減または排出抑制対策に間接的に寄与する取組

７　進行管理

地球温暖化対策推進本部で決定された事項を全庁的に取組むとともに、計画の進行管理に当たっては、環境マネジメントシステム（ＰＤＣＡサイクル）の考え方に即し、確実で継続的な運用・取組の徹底を図るため、次の体制により進行管理を行うこととします。
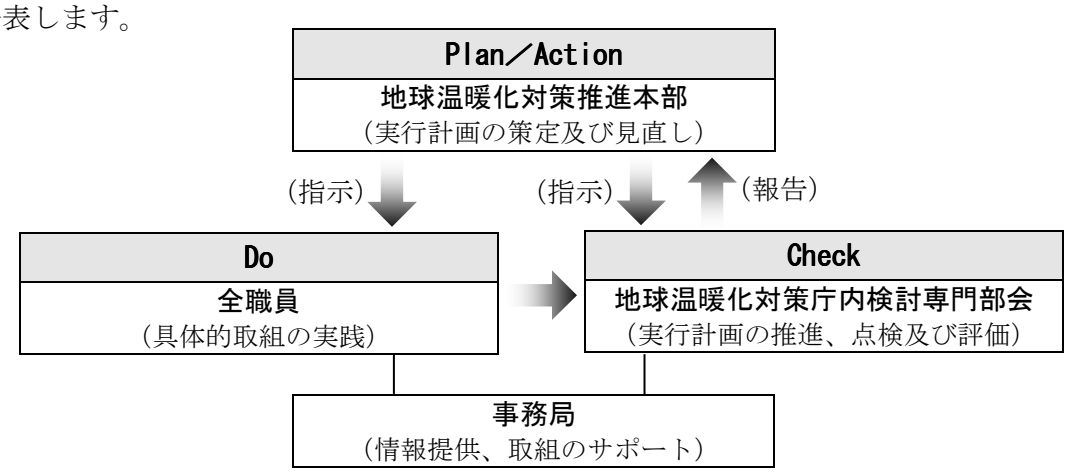
また、毎年度、温室効果ガスの排出状況等を把握し、その結果については、推進本部へ報告後、公表します。